(所 管) 学校教育部 教育課程課

件名	令和5年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準につい て			
提案理由	堺市立学校において令和5年度に使用する教科用図書の公正な採択を行うため、教科 用図書採択の基本方針及び採択基準を教育委員会定例会に上程するものである。			
議案(報告) の 概要又は要旨	教科用図書採択にあたり、堺市教育委員会の基本方針及び採択基準を策定しようとするものである。 本年度は、高等学校の教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による支援学校・支援学級で使用する一般図書を採択する。 なお、小学校、中学校の教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置法第14条に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和4年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならない。  (1)教科用図書採択の基本方針別紙1のとおり  (2)採択基準は、文部科学省及び大阪府教育委員会からの通知を踏まえ定める。別紙2のとおり			
備考				
議決後必要となる取組	<ul> <li>この案件の教育委員会議決後は、</li> <li>□ 上記案により、公布する。</li> <li>□ 令和 年 第 回市議会(定例会・臨時会)に提出する議案については、</li> <li>異議がないものとして回答する。</li> <li>■ その他(関係者に配付する。)</li> </ul>			

=¥.	7	第	$\cap$	$\Box$ .
<del>iII</del>	2	#	9	$\rightarrow$

令和5年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について

このことについて、次のとおり基本方針及び採択基準を定め、教科用図書の採択を実施する。

令和 4年 5月16日 堺 市 教 育 委 員 会 教 育 長 日 渡 円



# 堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針 堺市教育委員会

教科用図書(以下「教科書」という。)は、教育課程の編成に応じて教育内容が組織配列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、児童生徒が学習を進めるうえで重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、堺市教育委員会は、教育基本法、学校教育法及び教科書採択関係法令に基づき、 堺市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり基本方針を定める。

- 1 学習指導要領の趣旨に即し、各教科の目標を達成するとともに、本市の地域性や児 童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択する。
- 2 知識・技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力等をはぐくむといった教科 学力とともに、学びの基礎力や社会的実践力を含む総合的な学力を養うために最も効 果的な教科書を採択する。
- 3 教科書の内容の調査研究にあたっては、人権の観点を尊重するとともに、より広い 視野からの意見も踏まえて綿密に行い、公正かつ適正に教科書を採択する。
- 4 教科書採択を公正かつ適正に行うために、静ひつな採択環境を確保する。

別紙2



## 堺市立学校で使用する教科用図書の採択基準

## 堺市教育委員会

小学校、中学校、支援学校及び支援学級並びに高等学校における令和 5 年度使用教科用図書(以下「教科書」という。)の採択については、大阪府教育委員会が示す採択の基準を踏まえ、次のとおりとする。

- 1 小学校の令和 5 年度使用教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定による支援 学級における教科書を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条、同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、令和 4 年度使用教科書と同一の教科書を採 択しなければならない。また、同法施行令第 15 条第 2 項、第 3 項及び同法施行規則第 6 条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、令和元年度の採択基準に準じて行 う。
- 2 中学校の令和 5 年度使用教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定による支援 学級における教科書を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条、同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、令和 4 年度使用教科書と同一の教科書を採 択しなければならない。また、同法施行令第 15 条第 2 項、第 3 項及び同法施行規則第 6 条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、令和 2 年度及び令和 3 年度の採 択基準に準じて行う。
- 3 支援学校及び支援学級の令和 5 年度使用教科書については、児童生徒の障害や発達の 状況を勘案し、一人一人の可能性を伸ばす観点から、文部科学省の検定を経た教科書、文 部科学省著作教科書、学校教育法附則第 9 条の規定による特別支援学校の小学部及び中 学部並びに特別支援学級における教科書(以下「一般図書(特別支援学校・学級用)」と いう。)のうち、最も適切な教科書を採択する。
  - 一般図書(特別支援学校・学級用)を採択する場合は、大阪府教育委員会が別に提示する「附則第9条関係教科用図書選定資料」の中から、児童生徒の障害や発達の状況を考慮し、最も適切な教科書を採択する。
- 4 高等学校の令和5年度使用教科書については、「高等学校用教科書目録(令和5年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択する。その際、それぞれの課程や学科の特性等を考慮して、同一種目において課程及び学科ごとに異なる教科書を採択することができる。

ただし、同一種目で毎年採択替えをすることは原則として避ける。



教 小 中 第 1206 号 令和 4 年 4 月 13 日

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

義務教育諸学校における令和5年度使用教科用図書の採択について(通知)

このたび、大阪府教育委員会は、大阪府教科用図書選定審議会の答申に基づき、標記採択事務についての基本事項を別添のとおり定めました。

つきましては、この基本事項に基づき教科用図書の採択事務処理を厳正に行い、適切に処理されるよう特に御配慮願います。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、令和4年5月13日(金)に開催の教科 書採択給与事務担当者会等において説明する予定です。(新型コロナウィルス感染症の状況 によって開催方法や日程等が変更になる場合もあります。詳細は追って連絡します。)

連絡先

担 当 市町村教育室 小中学校課

学事グループ 前川

電 話 06-6941-0351 (内線3425)

FAX 06-6944-3826

E-mail MarkawaRyo@mbox.pref.osaka.lg.jp

## 令和5年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項

#### 1 市町村教育委員会における採択の基準について

- (1) 小・中学校及び義務教育学校の令和5年度使用教科用図書については、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級における教科用図書(以下、「附則第9条の規定による一般図書(特別支援学校・学級用)」という。)を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(以下「無償措置法」という。)第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和4年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、小学校及び義務教育学校前期課程については、令和元年度の採択基準に、中学校及び義務教育学校後期課程については、令和2年度及び令和3年度の採択基準にで行うこと。
- (2) 附則第9条の規定による一般図書(特別支援学校・学級用)を採択する場合の基準を次の とおりとする。
  - ア 児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を採択すること。
  - イ 文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和元年度に提示した小学校教科用図書選定資料、令和2年度に提示した中学校教科用図書選定資料、並びに、令和3年度に提示した中学校教科用図書選定資料(社会歴史的分野)を参考にすること。また、これら以外の一般図書(特別支援学校・学級用)を採択する場合には、府教育委員会が別に提示する附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

#### 2 国立・私立学校における採択について

(1) 小・中学校の令和5年度使用教科用図書については、附則第9条の規定による一般図書(特別支援学校・学級用)を除き、無償措置法第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和4年使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、小学校については令和元年度の採択基準に、中学校については、令和2年度及び令和3年度の採択基準に準じて行うこと。

ただし、学校教育法施行規則第50条第2項の規定により、道徳に代えて宗教を教育課程に編成する私立小・中学校の場合、道徳を採択する必要はないこと。

(2) 附則第9条の規定による一般図書(特別支援学校・学級用)の採択については、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和元年度に提示した小学校教科用図書選定資料、令和2年度に提示した中学校教科用図書選定資料、並びに令和3年度に提示した中学校教科用図書選定資料(社会歴史的分野)を参考にすること。また、これら以外の一般図書(特別支援学校・学級用)を採択する場合には、府教育委員会が別に提示する附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

## 3 府立の義務教育諸学校における選定について

- (1) 府立中学校における選定については、無償措置法第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和4年使用教科用図書と同一の教科書を選定しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに選定する必要が生じたときは、令和2年度、及び令和3年度の選定基準に準じて行うこと。
- (2) 府立支援学校の小・中学部における選定についての基準を、次のとおりとする。
  - ア 児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を選定すること。
  - イ 障がいを有する児童・生徒の教育に当たっては、同一の学習集団において同一の教科用図書を使用するのが望ましいので、このことに留意して選定すること。
  - ウ 附則第9条の規定による一般図書(特別支援学校・学級用)の選定にあたっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和元年度に提示した小学校教科用図書選定資料、令和2年度に提示した中学校教科用図書選定資料、並びに令和3年度に提示した中学校教科用図書選定資料(社会歴史的分野)を参考にすること。また、これら以外の一般図書(特別支援学校・学級用)を選定する場合には、府教育委員会が別に提示する附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

### 4 採択の公正確保について

採択の適正を期するため、静ひつな採択環境を確保し、宣伝活動等に影響されることなく、自主的な調査研究により公正な採択を行うこと。

令和4年度においては、小学校用教科書について検定が行われることとなるため、教科書発行者 との関係に特に留意すること。